

江戸幕府の特定写本禁止法とその思想（下）

——幕府出版規制が実は書物規制であること——

山 本 秀 樹

三

江戸時代の三都——江戸・京都・大阪のうち本屋仲間の文書を唯一豊富に現代に伝える大阪本屋仲間記録中には具体書名をあげて写本流通の禁止について記録するところがある。

本稿ではそのうちの考察上有意義ないくつかに限って取り上げたい。網羅的に確認することも現段階では点検のため必須の作業であるが、紙幅の都合もありその作業については別に機会を設けたい。

安永二年（一七七三）八月、『大坂世話物語』なる写本が問題化した。大阪本屋仲間行司の業務録『出勤帳』の安永二年八月二十八日の記録に
一、八月廿八日、東御番所より写本もの之義に付き御召し被為成候とあつて、大阪東町奉行所から呼出があつた。

本件については、大阪本屋仲間の後々の規矩となる事項を記載する簿冊『差定帳』⁶⁶に、町奉行所に差し上げた本屋行司の文書二通（安永二年八月二十八日付一通、同年九月二十八日付一通）⁶⁷がまず記録されており（二番（七））、規矩とすべき配慮であろう、一件の概略が追いつきされている。

それによれば、『大坂世話物語』という写本を天満屋平蔵なる者が取扱ったことが町奉行の耳に入り吟味になり、行司召し出し、お尋ねとなった。その天満屋平蔵は塩屋善兵衛方の世利分市でそれを買ったと言ひ、塩屋善兵衛は正本屋利兵衛からの出本だと言ひ、正本屋利兵衛は大和屋清右衛門方で買ったと言ふ。

『差定帳』には後日、『大坂世話物語』写本に関わった当事者たち——天満屋平蔵・塩屋善兵衛・正本屋利兵衛——三名の口上書が写し足されていて、さらにくわしい事情が理解できるようになっている（二番（九）、大和屋清右衛門は当時すでに病死していたと言ふ）。

それによれば、貸本屋天満屋平蔵は『大坂世話物語』全十冊を貸本にしていた。これは「御当代之御儀」から始まり、何と奉行所「御取捌之儀」を品々書き載せたものであつた。彼はこの本を、一、二年前、古本屋塩屋善兵衛のところに貸本業者が、めいめい「所持之古本」を持ち寄つて売買する世利分市の中で正本屋利兵衛から手に入れたのであつた。正本屋利兵衛もまた、それを大和屋清右衛門方で行われた古本取扱業者の世利分市で手に入れたが、誰が持ち込んだ物かはまった

く知らないという。

奉行所では吟味を行ったが、本件につき本屋仲間行司は塩屋善兵衛・正本屋利兵衛が仲間であり、正本屋利兵衛が仲間外の者であるということを書で証したのみで済んだ（前掲二番（七））。

『差定帳』は本件の概略を記したあと、本件に関して本屋が従うべきルール（差定め）を記している。

然れども右『大坂世話物語』に限らず、御当家様の御儀は申すに及ばず、諸家のことども書き候写本類、決して取扱ひ致すまじく候。

自然（もしー山本注。以下同様）右の類流布いたし候ば御訴え申し上げ候ようきつと仰せ渡され候。懸かり御役人磯谷与一兵衛様。

これによって仲間残らず猶々申し達し印形取り置き候こと。

先に記したように『大坂世話物語』は「御当代之御儀」——それがどういふことなのか、しかとはわからぬが、現徳川將軍の政治に関して触れるところのある、よくもまあ、そんなものを貸本に出したものと、その大胆さにあきれかえるような内容を持つ写本であった。

先に京都について見たところであげたように、すでにそれは享保八年の法令で版本・写本ともに直接禁じられており、生業として本を扱う以上それを知らないというのももぐりのようだが、零細な貸本屋などという商売には次々と新しい人間が入ってきたらしく、このあと見る『北海異談』一件に関する記録で本屋仲間は、そのせいで掌握できない仲間外の人間がいることをなげいている。ということとは、本屋稼業の責任者たる本屋仲間行司が本商売のルールを説いて聞かせる機会もないということであろうから、そのルールを知らない人間がいるの

も無理からぬところがある。

それにしても幕府は、そのルールを常に知悉することを強いる有効な手段を持ち合わせなかつたらしく、このような不心得者が出ることを防ぐことはできなかった。

しかし、これは貸本屋が扱う写本に限ったことではなく、版本と板木屋の場合でも同じような事例が生じたことである（『大概』本章「三都町触による江戸時代出版法概観」二「一覽」表の61、一六二—一六四ページ）。

そしてまた、町触一般についても、幕府はその知悉について努力はしたけれども、⁴⁷⁾ ということはまた、その限界についてもわかっていたと思われる。

だからこそまた、違反者を極刑に処することによって庶民に脅しをかけたつもりもしたわけであろう。

したがって、貸本屋の写本が出版規制の抜け道になったとか、貸本屋が暗躍したとかいう、いかにも人をおもしろがらせる風な説明は当たらないであろう。

さて、先の仰せ渡しによれば、徳川の儀のみならず、諸家のこともまかりならんと言っているのであるが、諸家のことが出るのは、大阪の場合、諸藩の蔵屋敷が当地にあるところから発した現実的配慮であろう。

前節（前号）で見た京都の場合の禁裏、公家への法の準用と同じ理屈であり、また、京都の場合と異なつて、禁裏、公家が出ないのは、これが大阪における個別処置であるからであろう。

こうして、京都で観察されたことは大阪でも観察され、法の準用に

よる法的対象範囲の拡大は、当時当然の運用法であったと言ふべきであらう。

しかし、その準用対象は京都と異なり、それらが京都大阪それぞれの都市における個別の処置であったということは明らかである。

遠国奉行にそれぞれの統治権限があったことはすでに法制史家によつて述べられているところであり、『大概』本章「三都町触による江戸時代出版法概観」四「三都別制度の確認」一九一〜一九四ページ）、また、そのことは三都の町触の異なりとしても確認し得たところである（『大概』）。

ここでも、それは法的準用対象の異なりとして確認されたことになるわけであつて、しかしおおむね同じ判断が示されているということ言えば、根幹にある三都共通法からすれば誰もが同じようなことを判断して、同じような法を持つことになる、という事情であらうと思われる。

さて、これが大阪三郷への町触による周知でなく、書籍商法規で済んでいる、ということ、書き、また、写すことを禁ずるのではなく、流通することを禁ずるということである。

本を作ること自体が禁じられないのは、何しろすべてが手作りできる和本の写本のことであつて、同一の大きさの複数の紙を折り、こよりあるいは紐で綴じて書冊をこしらえ墨と筆で書くというのは、大福帳からしてそうであつて当時の町人にとって日常至極当たり前の行為であるから、当事者・関係者が記録として何らかの書留をこしらえ写す、あるいは、人が耳にしたことを書き留めることまでもをふくんで、人

のごく当たり前の行為を禁ずるといふことはできないわけで、そうすると、個人でこれを所有している分には問題視する必要がない、と考へているわけであらう。

これは部分的に、今日の個人使用目的に限つて書籍の複写を許す発想と共通性を持つ事象と言える。

個人的な筆写は規制不可能な完全な抜け穴として存在しているわけだが、幕府はこれについてどうするつもりもなかった。

つまり、ここからしても、幕府は禁書書物の存在を恐れているわけでも何でもないのであつて、公（儀）の見地からして広めるべきではない内容、広めるべきではない書物を取り締まつているだけなのである（それが今日的思想に照らして誤りであるかどうかは別として）。

さてまた文化五年（一八〇八）七月には、これは比較的著名と思われる『北国異談』の一件が持ち上がった。

『出勤帳』文化五年七月朔日の条に次のごとし。

東寺社御役所より、行司共急御召之御差紙、藤善宅へ到来、早速行司罷出候処、瀬田様御懸りにて被仰候義、此の度ヲロシヤノ書『北海異談』と申す写本全部廿冊出来、取扱ひ候衆中五軒有之候得共、仲間之内之仁、伏見屋嘉兵衛壱人故、其の段口上書差出し申し候。

然ル所『北海異談』之写本、仲間之者有無相調候様被仰付候。

右一件懸り衆中所持致され候内、先年絶板に相成候『絵本太閤記』『同信長記拾遺』有之候に付き右之本御取上ゲ被成、外に流布之本

有之候趣相調差出し候様被仰付候に付き、御答日延御願申上置候。
且此段江川へ口上書認メ相届ケ置候。但し右一件仲間相触認メ、
喜介へ申付候事。

すなわちここでも摘発が先にあって行司が呼び出され、仲間の人間
に関して行司の口上書が差し出された。当然仲間内に『北海異談』を
所有する者がいないかどうか調査が命ぜられた。やぶへびで発見され
たのは、四年前文化元年の絶版書であった。そのこと自体は本稿には
関わりないが、仲間内に絶版書があったのは『差定帳』の口上書によ
れば絶版時遠国にあった本の戻り本だと言いい、それを放置した不念は
咎め立てされるべきことではあったが申し訳は立っている。²¹⁾

本件は、『差定帳』(三番(五十七))「北海異談異説等取交え書、
類し候本也、并絵本太閤記・
信長記絵本前後一件」に記録された口上書によれば、『北海異談』を取
扱った五名、曾根崎村住吉屋もと代判、同家栄助・大豆葉町俵屋五兵衛・
七郎右衛門町二丁目奈良屋剛蔵・小倉町伏見屋嘉兵衛・相生西町菱屋
武助について本屋仲間の人間かどうかの確認がなされたのである。

そのうち、伏見屋嘉兵衛のみが本屋仲間に加わっていた。ほかの四
名は仲間外の人間である。

五日後の七月六日、再び行司たちは本屋仲間非加入者が本を扱うと
いう事態に関して、それで困らないのか、との下問を受け、度々加入
をうながす努力をしているが、時間がたてば非加入者が生じてしま
う現実を釈明して同情を求めている。

この件について行司たちは二ヶ月後の九月二十四日、仲間の者が『北
海異談』を取扱ったことについて不取締を咎められ、翌文化六年九月

二十二日、『北海異談』一件関係者の処罰が下された際、その不取締に
つき過料を科された。

九月二十六日、仲間ではこの件に関して取締りのため(事の次第と
結果と遵守すべきことがらを周知したということであろう)総印が取
られた。

大阪本屋仲間の人間にとつては以上が『北海異談』一件にまつわる
すべてであつたようだが、『北海異談』については江戸町方の記録『類
從撰要』四六(推定日本橋坂本町町名主多田内氏所蔵本)に判決文が残っ
ていて、そちらでは先の曾根崎村住吉屋もとが代判した栄助が実は南
豊という『北海異談』の直接の作成者であつたことがわかる。

少なくとも本屋仲間記録の記載を見る限り、大阪本屋仲間にはその
ような事実すら伝えられなかったというこらしい。『類從撰要』は『北
海異談』一件に関する主犯格——『北海異談』の成立に直接関わった
講釈師秀弘と南豊事栄助の判決文を記録するが、講釈師秀弘(当時無宿)
は蝦夷地に渡来したロシア船の異説を認めた書面を駿府で借用して書
写し、それに作意を加え、幕府重役のことまで書き著し、栄助に送り、
さらに栄助もそれを増補したとは言え、『北海異談』一件の原因を作っ
たとして、遠島に処されている。もう一人の南豊事栄助は秀弘から送
られた書面にかねて聞いていた風説など作意を加え、きわめて恐れ多
いこと、また、幕府重役の名を書き著し、無根の事を公儀をはばからず、
事実のごとくに書き著し、それを貸本屋に売ったというので、引き回
しの上獄門に処されている。

南豊が大阪で引き回され獄門に処されたのであれば、処刑の日以後

に、大阪本屋仲間の人間たちも彼について知るところがあっただろうが、本屋仲間の職務上の記録にはそのこともまたまったく載っていない。

『類從撰要』の判決文に見える『北海異談』の罪を抽出しようとすれば複数にわたるだろうが、「重き御役人の名前を顕し、無跡形儀を以て対公儀恐入候儀共、実事の様子に書顕し」「五兵衛方へ売渡候始末不届至極」——身分上何の関わりもない幕府に関わることを書いたという、すでに法的に禁止されている僭越不相応の問題、それが異説虚説であったという倫理上の問題、そしてそれを貸本屋に売ったというこれまた法的に禁止されている問題、で、その限りにおいて、新しい問題ではなく、本屋仲間にとってさらなる規矩が見出されない以上、さらなる文書が成立するはずもなく、奉行所からの照会以後、『北海異談』に関する記録は追加されなかった。

本件は明らかに法令で禁止されていることをやった人間が罰せられた、という、当時としては当たり前のことが行われたにすぎず、当時の観点からすれば、なぜそのような不心得が起こり得たか、というこのほうが問題になるはずのことだからである。

しかし、それは法をわきまえていなかった、としか言いようもなく、強いて言えば遵法意識の弛緩としか表現のできないことがらである。

先行研究では本件を幕府の「情報統制」と捉えて見ようとするものがあるが、いかがであろう。幕府は幕初から自らに関わる情報を下々に扱わせようとしていないのだから、「統制」とか「規制」どころの話ではなく、それは禁止されているのであるし、封じられようとしてい

るのである。公認の情報を流さないからこそ、まるで統制されない胡亂の跋扈があるのであって、その点情報は「統制」²³されているのではなくて、放置されているのだ。

通常の場合この放置で何の問題も起こらないものが、しかも、幕府側がロシア船に敗北を喫していなければ何の問題も生じなかったかもしれないことがらが、遡源的には征夷大將軍の開いた幕府の沽券に関わる事態となって放置できなくなり、大名旗本には限定された公式情報（触）²⁴流すという前代未聞の例外的事態を生じた。

これを称して「情報統制」と呼ぶのは適切な表現ではない。

本件だけを見ても事態の本質はつかめないということである。

本件は『北海異談』に関する部分に限っては一貫した幕府の書物規制の一環として処理するのが最も自然なとらえ方である。もちろんこの時点の北海沿岸におけるロシア船の接近、交戦、敗北、脅し、と幕府、幕府の情報管理が、幕末を見越して攘夷論開国論の発生展開とからめて論ぜられるべき問題であることは当然と思われるが、そのような上層政治レベルにおける問題と庶民レベルにおける一写本の取締り問題とは処理レベル、処理の論理が異なる。²⁴

もちろん『北海異談』の取締りと日露紛争への幕府の対応がまったく無関係であったなどとは言えるはずもないが、私が言うのは、しかし結局、幕府はこの写本を摘発するために一条の新法も必要としなかったということなのである。奉行所はこれまでの通りの法に則りこれまで通りにこの写本を摘発しただけである。つまり、日露紛争という要素がなくともこの写本は摘発されたはずのものである。

なお、本件の発覚から判決にいたるまでの推移についてはこれまでの先行研究でもほとんど説明されていない点が多少残っている。

日本史学の場合、通時的に見通した場合の重要度を優先すればよいので、むしろ枝葉末節の具体は問題にする必要もないが、文学研究の場合、具体細部でこそ個々の事象が成り立つ、ということがある。

それにしても洋学研究などは特定の分野に限って行われる研究なので具体事情に相当な注意関心を振り向けているとも思われるが、残された史料に含まれる情報には限界があつて、現時点において付けられている説明が、他分野の知見に照らして矛盾がないかどうかということについては確認しておきたい。

まず『北海異談』が大坂町奉行によって摘発されたとされること。

これは推定であろうか。そのように明記する資料はないようである。

知られている資料はすでに参照している大阪本屋仲間記録（判決文なし）と『類従撰要』の判決文（秀弘、南豊事栄助）のほか、大田南畝（幕臣）筆記『一話一言』「南市令（南町奉行）罪案抄書」（南豊事永助・秀弘・俵屋五兵衛判決文、奈良屋剛蔵ほか二人については同様の申渡文のため略した旨注記する、文化十二年頃記）、蜂屋椎園（田安家家臣）筆記、天保十二年序、筆者は明治六年（七十九歳）没『椎の実筆』（南豊事永助判決文）の四種である。一見して明らかのように『一話一言』が最も多くの判決文を書き写して有用である（南豊の通称の漢字表記は栄助・永助二様であるが、江戸時代では公私文書にわたってごく普通のことであり、便宜以下栄助に統一する）。

判決文は一件の決着点における記述であるが、それによると、『北海

異談』が南豊によって成立して売り渡された先は大坂大豆葉町俵屋五兵衛であり、五兵衛は奈良屋剛蔵に売り、（剛蔵がほかの二人にも融通したということであろう）剛蔵ほか二名が貸本にしたと言う。関係者六名の名前が判明するのは大阪本屋仲間記録のおかげであり、その他の資料に六名全員の名前は出ない。

大阪の貸本屋が人に貸したことが摘発のきっかけであろうから、なほほど摘発は大坂町奉行所の手によってなされたであろうことは予想される。

ただ、そうすると、資料に記される本件の担当者が南町奉行（江戸）であることに説明が必要になるだろう。『椎の実筆』に「文化六年 根岸肥前守懸り」、「類従撰要」にも「肥前守様御掛り也」とある。根岸肥前守は、その随筆『耳囊』によって文学分野でも名の知られる根岸鎮衛で、文化六年には確かに南町奉行である。『一話一言』の書写原本のタイトルを示す記述は「南市令罪案」で、「南」の「市令」は南町奉行のことと思われる。

江戸の幕臣ということで気になる名前は、資料中にもう一人出る。『北海異談』を書いた張本人南豊事栄助その人の住所であったと思われる摂津国西成郡曾根崎村播磨屋次兵衛借屋（正確にはこの家の住吉屋もとが南豊の代判をしている。南豊（四十九歳）はこの家で厄介になっていたということであろう）の所在曾根崎村は「大岡久之丞御代官所」（二話一言・椎の実筆）と記されている。

判決文の主犯格の住所地の上部にわざわざ記されるこの記述がまったく無意味なはずはなく、裁判所管等の一旦は関係してくることがら

である。

代官は代官で、幕領統治者として相応の摘発・取調・処罰の権限を有している。そして彼らがその権限以上のことで伺いを立てるとすれば、その直上の統括者は勘定奉行である（平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』²⁶³ 本論第二部「幕府刑事訴訟法」前編第二章「裁判管轄」I）

しかし、知られるところによれば安永九年（一七八〇）以降は上方八ヶ国における代官支配所と他領他支配との関係事件は江戸の勘定奉行ではなく、支配の京都、大阪など遠国奉行の管轄であったから（同前書同前節小節（E）の（乙）「上方筋代官」および（乙）の（ii）「大坂代官」、すなわち四七七〜四八〇ページ）、大阪町奉行の支配地大阪の犯罪に関して捜査の開始された本件の場合に、（手続の具体細部は未詳であるが）大阪町奉行所が、本来は支配違いである大坂代官の支配地に居住する南豊の取調をも行ったことが予想される。

確かに南豊事栄助の判決書（一話一言・椎の実筆）には、「大坂町奉行吟味」の際のことが触れられていて、²⁶⁴ 上記の予想を裏付ける。

それならなぜ本件判決文記載の担当者が江戸の町奉行になるのか、ということが次に問題になるが、この場合、秀弘の存在とその所在が関係しているものと思われる。

判決文によると、『北海異談』の素材となる近時ロシア船蝦夷地渡来の「異説」（真説ではない——ということとは、根のない話、という意味であろう）に作意を加え、古軍書等に附会し、重役人の動向まで書いて南豊に送った人物が秀弘であるが、無宿軍書読み（一話一言）とされる彼は、まず創作の種となった「異説」を認めた「書面」を駿府の

人間から借り受け写し取っている。

「無宿」というのは、判決文で横並びの面々は、この位置に借屋であれ住所が書かれているが、秀弘の場合それがなく「無宿」で「軍書読み渡世致し候」と書かれているのである。彼は住処のない旅宿の境涯にあったということである。²⁶⁵

「講釈師」（類従撰要・椎の実筆）であった秀弘は、おそらく「書面」を写し取った駿府でも講釈をしていたのであろう。

彼は「世話」になった南豊こと栄助に講釈の種にとて『北海異談』の原型を書き送ったというのであるから、「無宿にて軍書読み渡世」していた秀弘は、おそらく大阪に講釈に行ったこともあったのである。

南豊は「大坂町奉行吟味」の際、秀弘から送られてきた本を五兵衛へ売り渡したただけだと偽ったとされているから、当初『北海異談』の作者は秀弘と目され、彼の身柄の確保が即刻目指されたであろう。その時点における彼の所在を南豊が把握していたかどうか、それをさまざま情報提供するかどうかによって捜査の方法も変わってくるだろうから、これ以上はつきりしたことはわからないが、江戸の町奉行が担当しているということは秀弘が江戸にいたということではあるまいかとも思われるが、町奉行は最高裁判機関たる評定所の一員でもあるし、それ以外の可能性がないとは言いきれないように思う。

本件に関して私が付けておきたい補注はこのくらいである。²⁶⁶

四

大阪本屋仲間の記録には出て来ない写本に関する対処例を町触に見ることができ。

前節までの確認からも推測が付くが、結局本屋仲間には末端被治者の団体にすぎず、問題となる一々のことの詳細が公式に知らされることはないのである。

われわれは大坂本屋仲間記録の量に期待を寄せてしまいがちだが、その内実には当然のことながら分相応の限界がある。

寛政四年（一七九二）七月五日口達（『大阪市史』第四上、明治四十五年初版、昭和二年再版、清文堂出版株式会社、昭和四十年復刻版。達一〇二二）、寛政四年八月八日口達（達一〇二三）がそれである。

これらはどちらも当時老中の著作物とされる書物が民間に流布していることに關して一々その真偽を確認しようとした一連の口達（町触のように書面で伝達されず、扱いのより軽い指令）で、七月五日のものは頭書（タイトルのような主題要点を表したもの）

御老中方御作文書物、万一所持のもの有之共、貸本には決而致間敷、所持の者は虚実相分け可差戻間、御役所へ可差出事

八月八日口達の頭書は

御老中方御作文の書物所持のもの、無危踏不残置可差出候事。

その本文は、それぞれ

口達

一、「御老中方御作文書物」と唱、所持の者有之趣及聞候。実々御作文に候哉、軽き身分にて存知可申筋無之筈に候。万一手筋有之、不斗致受得候共、誠に其身老人致拜見、余人へ為見候儀は致間敷儀に候。殊に当時越中守殿には別而御重職御勤の事に候得ば、「御当人の御作文」と承り候はゞ、猶更独拜を可致処、貸本にいたし

見料を取、或は講釈、又は無代には候得共余人へ猥に貸候族も有之由、甚不敬の至に候。其上伝写の誤りも有之、且御作文にて無之書物も、「御作文」と申触し候得ば、実事と相心得、偽書をもてはやし候趣に候。以来「御作文の写書」と及承書物の分は、独見の外余人へ見せ申間敷候。貸本講釈等は猶更可為無用候。是迄所持の者偽書写誤りを実事と相心得持伝候ては、銘々不為に相成候条、虚実相分け可差戻候間、能登守番所へ可致持參候。誰々所持と申儀は荒増兼而聞糺置候。早々可致持參候。此度口達教諭の趣、以来心得違の者無之様可心懸事。

子七月六日（同上）御法度御触書判形帳。なお頭書と日付が異なるのは別文書だからである。以下同様（山本注）

一、「御老中方御作文の書物」と唱、致所持候者は、東御番所へ差出候上、真偽を御改御戻し可被遣趣、先月中被仰出候所、少々は差出候得共、未差出向も有之様相聞候。尤偽書等致所持差出候はゞ、出所御糺可有之哉と相心得、不差出儀も可有之哉に付、決而御咎被仰付候儀には無之、真偽御改被遣候迄の事に候間、所持の者は無危踏、不残置差出可申、自然其俣に致置、御奉行所より御沙汰被仰出候ては如何に候間、右の趣心得違無之様、於町々入念可被申聞候事。

子八月九日（御法度御触書判形帳―原注）
もちろんこの時点で老中であつた越中守とは松平定信のことである。彼は著述家であつたから、その写本が大坂においてかなり流布してい

たことを思わせる口達である。

指示内容からすれば、結局惣年寄はこの命令を下におろし広げ傳達しないといけなかったのだから、書面が出たほうが明確なのではないか(しかも、もともとは口頭指令であったとしても結局は下の方では『御法度御触書判形帳』などという帳面に文書化するのだから)、と思われ
るが、単に虚実を確認するだけだから咎められることを心配する必要はない、という態度のやわらかさに応じて、それほどおおごとではないのだ、ということを示したものと思われる。

ここでも問題とされているのは、民間写本が存在すること自体ではなく、(代金の有無によらず)それを貸し借りすること、および、それを講釈の材料にすることである。

私見によれば、これは、なぜ幕府関係のことがらを商売物の版本写本にしてよくないのか、という問題に関して考察する際の、現在、ほぼ唯一の手懸かりらしき記述で、本来、入手できた人間が単身拝読すべきもの、——貸本、講釈、たとえ無賃であっても他人に貸すこと、それらは不敬に当たるといっているのである。また軽輩が書物の真偽を判別できるはずもなく、偽りとすればそれは問題だといっているのである。

事は、内容にとどまる問題ではない。ここで問題となっているのは、その内容を生じさせたその発生源となった人物に関わる問題で、彼のことばを——すなわち、それを発した彼という存在を、貸し借りするという、扱いに関することからなのである。

彼を誰にでも渡してはならない。というのは、彼が誰でもが拝読できる人間ではないという、当の本人の状態と、おそらくは密接に関連

を持っていて、江戸時代に限らず、人は、誰もが会える人間でない状態にすることによって、その人間を非凡な人間とする、という意味付与活動を行っているわけだが、ここでは本もその適用を受けているのだ。

そして、幕府全体に関しても、おそらくそれは同じことだったはずで、幕府の扱うことがらを記した書物を民間に扱わせないのは、幕府が自らに関わる批判を恐れたから、などという、幕末以外にはあり得るはずもない事態が理由ではなく、庶民にはそれに触れる権限がないから、のことである。

五

以上、歴史に関しては史料の比較的豊富に残された大阪に関してすら管を通して見ることしかできないのであるが、しかしおそらく江戸時代を通して写本であろうと取締りを受け続けたことはまちがいのないことである。

さらなる問題は京都で実録体小説が取り締まられているようであるのに、そして、それは三都で異なる状況があったとは到底思われなにもかかわらず、実際のところ今日にそれらが残ることであるが、もちろんそれについては、諸本を具体的に点検してみてもそれらが貸本屋の旧蔵書かどうか、どこの貸本屋の旧蔵書か、といった細密な点検を前提として考えないといけないことであるが、どちらにしても大阪の貸本屋が『北海異談』を扱ってしまったように、現実には、幕府のことに触れる流通を禁じられた書物を、些少の利益を生み出すために、すきあらば取扱いたい下層の零細貸本屋にいたるまでの取締りを実現す

る方策を幕府が持ち合わせなかったことはまちがいないことであろう。人々が幕府禁令に対する認知を失い、幕府が有効な禁令遵守方策を打てない以上、遵法意識の弛緩とともに鼓腹撃壤の野放図は下層に生じてしまう。

遵法意識の弛緩に関しては以前『大概』前提二「江戸時代の触」三「触はくりかえされる」(六八、六九ページ)で確認した町奉行が現実に対して理解を示さざるを得なくなるくらいの実態、および、出版禁令に関して確認した寛政十二年二月二十日令に見える違反実例(前掲本章「三都町触による江戸時代出版法概観」二「一覽」表の61)等によって想定しておいてよいと思われる。

なお、写本を含め、幕府に触れた書物の取締りに関して、幕府がその批判が広まることを恐れた、風な説明を取ることがあるが、『大概』本章六「三都共通出版法(二)——享保零年代町触」(二二二ページ)にも述べたように、幕末ならいざ知らず、それ以前は、すでに武装解除されて久しい庶民が何を述べようと幕府がそれを恐れる理由は何もなかったと思われる。

思想が世界を動かす、とかつては考えたかったのであるが、ここで禁じられているのは思想ではなく、本の貸し借りなのである。

事は身分制度、あるいは権限の所属の問題であって、統治に関わる権限を持たない人間に、統治に関する問題に触れさせない状況を創り出すことによって、統治権限の所屬を明確化しているのだらうと考えられる。

最後に本稿で明らかになったことさらに再度確認しておく。

(一) 出版関係の町触は高札の個別細目規定であって、写本に準用され得る。

(二) 天和二年(一六八二)高札及び貞享元年(一六八四)町触を根拠として、人の噂を書いた書物は元禄七年(一六九四)に至るも訴えられ、確かに処分を受けており、法的効力を発揮し続けている。

(三) 京都の『禁書目録』は、実録体小説の流通も禁止事項であったことを示している。

(四) 江戸時代の禁書は、存在を禁じられているのではなく、その流通を禁じられているものである可能性がきわめて高く、当面そのように考えておいてよい。

〈注〉

(16) 『大坂本屋仲間記録』八 差定帳 鑿定録(大阪府立中之島図書館・清文堂出版株式会社、昭和五十六年)「後記」

(17) たとえば、享保年間に町触が下々にまで伝わっていないことを問題として、町々に張紙をする等の方法変更の工夫を行っていることが『江戸町触集成』を通読すれば知られる。

(18) 今田洋三『江戸の本屋さん』(日本放送出版協会、昭和五十二年)。松本英治「北方問題の緊迫と貸本『北海異談』の筆禍——文化期における幕府の情報統制——」『洋学史研究』一五、平成十年四月)にも受け継がれる影響力を發揮しているが、いかがなものであろう。

そもそも今田氏が当初探っていた「出版」規制という枠組ですらなかったことは、同じ今田氏が『江戸の禁書』(昭和五十六年)になって確認し(本稿でも確認した京都の『禁書目録』によって明らかである。写本がすでに規制されている以上、写本が抜け道になるという想定からして修正されるべきで、今田氏『江戸の本屋さん

ん」時点における説明法は今田氏「江戸の禁書」の指摘によって廃棄されたと見なければならぬ。

(19) 幕末から大阪で貸本業・出版業に従事していた三木佐助氏も「玉淵叢話」(下)で「維新前後に於ける読書界」に関する質問に答えて

(問)「最初貸本屋に従事していた頃、——山本注」写本類(の制裁——山本注)はどうですか(という風でありましたか——山本注)

(答)それが頗る妙な訳でどういふ秘密な物でも写本なれば、一切黙許の姿でありません。万一人に知れましてもこれは自分の筆記であるとか、見聞を書き留めて置いたものであるとか申せば、それで事なく済んだものでござります。(この後、活字版に関する記述を略す。——山本注)(引用は「明治出版史話」と題された影印版、書誌書目シリーズ四(水田紀久解説、ゆまに書房、昭和五十二年)による。)

と述べている。
この言い訳で通る理由は本文に述べたとおりで、三木氏のこの発言は私の考えと符節が合う。

なお、三木氏の右の発言中、若干のことは足らずを補えば、どういう秘密な物でも一切黙認と最初に述べるが見えぬふりをしてもらえるわけではなく、言い訳をする必要があるということ、発覚すると(おそらくは)事情を聴取されるのである。ただ、その際に見逃してもらえぬ言い訳があつて、それが、個人的使用物であるという言い訳なのである。

もちろん貸本屋が持っている世の中の密事というべきことがらを記した書籍が個人的な書留も何もなさそうなもので、だから「一切黙許」という極端な表現が出るのだから、しかし適切な唯一の言い訳を知らなければ許されないのだから、「一切黙許」は明らかに的確な表現とは言えない。

この状態について三木氏は「すこぶる妙なわけ」と表現しているが、これは要するに、行政側がその態度の理由についてわざわざ説明することがなかったために理由を知らないことを表しているのだ。だが、この幕府の態度の理由は本稿に述べたとおりのことであり、元来は明確な理由があつた。

しかも幕府の態度にもおそらくは変容があつて、幕末から時を遡っていけば、本稿で見たとおり、「一切」が「黙許」されたわけではなかったのである。

(20) もちろん宮武骸骨「筆禍史」(前掲)から始まって、今田氏の諸書諸論文で取り上げられ、また、高橋圭二「北海異談」について——講釈師の想像力——(「日本文学」平成七年十月、のち「実録研究」筋を通す文学——清文堂、平成十四年)、前掲松本英治「北方問題の緊迫と貸本『北海異談』の筆禍——文化期における幕府の情報統制——」(「洋学史研究」一五、平成十年四月)、佐藤愷「名主改の創始」——ロシア船侵攻の文学に与えた影響について——(「読本研究新集」三、平成十三年十月)等の論文がある。

(21) 後々の規矩となる事項を記帳する「差定帳」に対して、規矩とならないが証拠として残すべきものを記帳すると言われる「裁配帳」ではこの件に関して、「絵本太閤記」と「絵本信長記拾遺」に関して、仲間内の市を開く店に張り出された札と請印状のみが記録される。

このように二つの帳簿は確かに使い分けられている。

(22) 高木元「類集撰要」巻之四十六——江戸出版史料の紹介——(「読本研究」二下、昭和六十三年六月)

(23) 藤田寛「近世後期政治史と対外関係」(東京大学出版会、平成十七年)

(24) たとえば藤田寛氏の「近世後期の情報と政治——文化年間日露紛争を素材として——」(「近世後期政治史と対外関係」東京大学出版会、平成十七年。初出「東京大学日本史学研究室紀要」四、平成十二年)が結局「北海異談」の情報内容の具体的検討に立ち入らずとも成立してしまうのは、幕政レベルにおいて考察する場合のこの写本の優先順位の低さを示して象徴的である。

(25) 注(18) 前掲松本論文。

(26) 平松義郎「近世刑事訴訟法の研究」創文社、昭和三十五年。

(27) 「類集撰要」のものに、この一節はない。

(28) 「無宿」に関しては、日本史大辞典や日本歴史大事典の類を引いてしまうと、一義的に勘当等、積極的理由があつて人別帳から除外された者といった説明を得てしまいが、本文のような判決文書の場合不適である。

塚田孝「人足寄場収容者について」(同「身分制社会と市民社会——近世日本の社会と法——」ポテンティア叢書二〇、柏書房、平成四年。初出「論集きんせい」四、東京大学近世史研究会、昭和五十五年)に見える天保十三年十一月二十二日町奉行鳥居甲斐守筆遠山左衛門尉宛無宿野非人旧里帰郷令施行細則(市中取締類

集」無宿片付之部、前掲書九〇～九二頁)だけを見ても、都市における「無宿」の属性要件として、もはやそのような事情・属性を前面化することはできず、重要視できないことは明らかである。

(29) 前掲平松義郎「近世刑事訴訟法の研究」の記述だと、本論第二部「幕府刑事訴訟法」前編第一章「裁判機関」(G)評定所の(甲)評定所において行われる司法的事務の大別(a)評定所一座による行為の(ii)裁判機関としてなす行為のうちに

吟味物としては、「一座掛詮議物」と称する一座全員による糾問があったが、例外的なものであった。

とある。小学館版『日本歴史大事典』「評定所」(朝尾直弘)の説明によると、刑事事件(吟味物)の場合、特に重要な、あるいは複雑な事件が評定所の管轄であるとされる。

(30) なお、『北海異談』の判決文のうちには、書物条令五ヶ条を根拠とする一節がある。書物法につき考察してきた本稿としては備忘のためその引用のみは行っておきたい。なお、左の俵屋五兵衛は、続く判決文の内容が彼が貸本屋であることを教える。

大坂大豆葉町 佐渡屋重助借屋

依屋 五兵衛
巳四十二歳

右の者儀、猥りなる異説等取り交え候書物は写本にても取扱ふまじき旨かねて御触もこれあるところ、摂州曾根崎村南豊こと永助、知人より貰ひ候近來異国人渡來の異説認め候書面を讀本に綴り貸本にいたし候はば利得もこれあるべき旨申し聞け候ゆえ、永助儀跡形なき恐れ多き虚偽を書き綴り「北海異談」と表題を記し、台巻拾冊に仕立て候えども、他見を憚るべきことどもこれあり、貸本にはいかかと心付きながら買い受け、七郎右衛門町剛蔵へ売り遣わし、すでに同人そのほかの者ども貸本にいたし候始末になり、殊に絶板の繪本太閤記信長記をも貸本にいたし候段、かたがた不届に付き軽追放。(傍線山本。)

(付記) 本稿は平成23年度～平成26年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金(基盤研究(C))課題番号二三二〇二二五研究課題名「日本近世出版制度史の研究」)による成果の一部である。